４　法第二十条の七において読み替えて準用する法第七条の二第三項に規定する公正取引委員会規則で定める合理的な方法は、違反行為期間のうち課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握した期間における法第二十条の二から第二十条の六までに規定する額を当該期間の日数で除して得た額に、違反行為期間のうち当該事実を把握することができない期間の日数を乗ずる方法とする。

（課徴金の納付を命じない事業者に対する通知）

第二十五条　法第七条の四第七項（法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）及び第七条の七第三項（法第七条の九第三項又は第四項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による通知は、その旨を記載した文書を送達して、これを行うものとする。

２　法第七条の四第七項及び第七条の七第三項に規定する公正取引委員会規則で定める時は、当該事業者以外の事業者に対し法第七条の二第一項（法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）又は第七条の九第一項若しくは第二項の規定による命令をしない旨の通知をする時とする。

（様式）

（第２葉）

審　査　官　の　権　限

審査官は，次の各号の処分をすることができる。

１　事件関係人又は参考人に出頭を命じて審尋し，又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

２　鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

３　帳簿書類その他の物件の所持者に対し，当該物件の提出を命じ，又は提出物件を留めて置くこと。

４　事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り，業務及び財産の状況，帳簿書類その他の物件を検査すること。

上記の処分に応じない場合の法律上の制裁

上記第１号の場合に出頭せず，陳述をせず，若しくは虚偽の陳述をし，又は報告をせず，若しくは虚偽の報告をした者，第２号の場合に出頭せず，鑑定をせず，又は虚偽の鑑定をした者，第３号の場合に物件を提出しない者，第４号の場合に検査を拒み，妨げ，又は忌避した者は，１年以下の懲役又は３００万円以下の罰金に処せられることがある。

また，法人等の従業者等が法人等の業務等に関し，これらの違反行為をしたときは，行為者が罰せられるほか，法人等は，２億円以下の罰金に処せられることがある。

11 cm

7 cm

（課徴金の納付を命じない事業者に対する通知）

第二十五条　法第七条の二第十八項（法第八条の三において準用する場合を含む。次項において同じ。）及び法第七条の二第二十一項の規定による通知は、その旨を記載した文書を送達して、これを行うものとする。

２　法第七条の二第十八項及び第二十一項に規定する公正取引委員会規則で定めるときは、当該事業者以外の事業者に対し法第七条の二第一項（法第七条の二第二項又は法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）又は第四項の規定による命令をしない旨の通知をする時とする。

（様式）

（第２葉）

審　査　官　の　権　限

審査官は，次の各号の処分をすることができる。

１　事件関係人又は参考人に出頭を命じて審尋し，又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

２　鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

３　帳簿書類その他の物件の所持者に対し，当該物件の提出を命じ，又は提出物件を留めて置くこと。

４　事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り，業務及び財産の状況，帳簿書類その他の物件を検査すること。

上記の処分に応じない場合の法律上の制裁

上記第１号の場合に出頭せず，陳述をせず，虚偽の陳述をし，又は報告をせず，若しくは虚偽の報告をした者，第２号の場合に出頭せず，鑑定をせず，又は虚偽の鑑定をした者，第３号の場合に物件を提出しない者，第４号の場合に検査を拒み，妨げ又は忌避した者は１年以下の懲役又は３００万円以下の罰金に処せられることがある。

11 cm

7 cm

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この規則は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四十五号）の施行の日（令和二年十二月二十五日）から施行する。